

豊丘村は創業する方を応援します（豊丘村創業支援事業補助金）

～事業所開設費用（改修費・賃借料）・備品・法人設立費用・販促費の1/2を助成します～

豊丘村では、創業及び創業者の事業の拡大を支援するため、創業時に必要となる事業所開設費用や機械・備品の購入、法人設立や販売促進に必要な経費の1/2（最高100万円）を助成します。

◆補助対象になる場合……次の全てを満たすこと

次のいずれかに該当する中小企業者（会社または個人）

〔法人〕豊丘村内に本店を置くこと（予定含む）

〔個人事業主〕豊丘村内に主たる事業所を置き、かつ豊丘村民であること（予定含む）



次のいずれかに該当する場合（②④の具体例については下の※参照）

①創業前

②創業後5年以内

③第二創業前

④第二創業後5年以内

◆創業とは

- 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
- 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

◆第二創業とは

- 既に事業を営んでいる事業者において、後継者が先代から事業を引き継いだことを契機に業態転換し、新事業、新分野に進出すること。



事業活動を行うため、豊丘村内への新たな事業所の開設を伴うもの

●事業所とは…

- ・事務所
- ・店舗
- ・工場等

●事業所の開設とは…

- ・賃借
- ・新築
- ・中古建物を購入
- ・既存の建物を増改築・改修（自宅敷地内に別棟の事業所を新築する場合、自宅建物を増改築して居住スペースと明確に区分できる事業所部分を設置する場合を含む）

※②④（創業後5年以内 または 第二創業後5年以内）で補助対象となる場合

（例1）創業し村外に店舗を開設して5年未満の個人が、店舗兼住居を村内に新築し移転開業する場合

（例2）創業後3年間は村内の自宅の一室を事務所として事業を営んでいたが、事業の拡大に伴い、自宅敷地内に事業専用の事務所を新築した場合

【注意】以下の事業は補助対象となりません

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業
- 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
- フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- 農業、林業、漁業、病院等、パチンコ店、興信所、集金業・取立業、易断所、宗教、政治・経済・文化団体等
- 長野県商工業制度融資の対象とならない事業
- 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- 暴力団関係者（密接な関係を有する者を含む）が営む事業

- 仮設又は臨時の恒常的な設置でない事業所を開設する場合
- その他村長が適当でないと認める事業

※税、保育料・水道料等の公共料金の滞納がある場合は申請できません。

※申請については、村・商工会・金融機関関係者で構成される審査委員会により審査を行います。審査の結果、採択されない場合もあります。

※本補助金のご利用は1回のみです。

◆補助対象経費

		区分	補助対象経費の内容	補助金上限
A・Bどちらかを選択	A 事業所を賃借する場合	●事業所賃借料	申請日の前後3ヶ月以内に契約した(※)事業所の借上に要する経費(敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料) (※)この要件を満たさない賃貸借契約は対象外	月額25,000円 (通算 30万円)
		事業所改修費	新たに開設する事業所の内外装工事、設備工事、看板等構築工事費用	通算 55万円
		備品類	事業に直接必要な機械及び装置、運搬具及び工具、器具及び部品等の減価償却資産	
	B 事業所を購入・増改築・改修する場合	●事業所取得・増改築・改修費用	新たに開設する事業所に係る以下の費用 ア 新築する場合：新築工事費 イ 既存の建物を増改築・改修する場合：内外装工事、設備工事、看板等構築工事等の費用 ウ 中古建物を売買により取得する場合：売買費用、当該建物を改修する場合の改修費用	通算 85万円
		備品類	事業に直接必要な機械及び装置、運搬具及び工具、器具及び部品等の減価償却資産	
共通		法人登記等に係る経費	ア 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税(法人の場合) イ 商号登記に係る登録免許税(個人の場合) ウ 開業や法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費	通算 15万円
		販売の促進に関する経費	広告宣伝費、パンフレット等作成費、ホームページ制作費等	

(注) ●印の区分の経費を含まない場合、補助金申請ができません(事業所の開設が必須です)。なお、交付申請時には、全ての補助対象経費の見積書の提出が必要です。

◆補助率等について

- ① 補助率 補助対象経費の1/2(区分ごとに、千円未満の端数は切捨て)
- ② 補助金上限 選択部分・共通分合わせて 100万円 です。
- ③ 補助期間
〔事業所賃借料〕：賃貸借契約日と申請日のいずれか遅い方の日から1年間
〔その他の経費〕：申請日から1年間

◆その他

① 特定創業支援事業

本補助金に採択された場合、商工会の経営指導員より経営・財務・人材育成・販路開拓の全分野に渡る継続的な指導(特定創業支援事業)を受けていただきます(4回以上受けることが条件となります。)

② 補助金の支払

補助金の交付は事業完了後になります(年度をまたぐ場合は、年度末までの完了分を次年度初めに交付します)。資金繰りについて、あらかじめご配慮をお願いします。

【注意】補助対象となるのは、平成28年4月以降に事業所を開設した場合です

申請される際は、必ず以下に事前相談をお願いします(事前に電話でご予約ください)

豊丘村役場 産業建設課 商工林務係
電話 35-9056 FAX 35-9065
E-mail : syokorinmu@vill.nagano-toyooka.lg.jp

豊丘村商工会
電話 35-2395 FAX 35-3959
E-mail : info@toyookamura.jp